

令和元年9月市議会 教育厚生委員会資料

第113号議案 長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

第114号議案 長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備
及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正条例	1
2 改正理由	1
3 改正案の内容及び施行期日	1
4 法令の関係性	1～2
5 条例新旧対照表	3～5

こ ども 部

令 和 元 年 9 月



1 改正条例

- (1) 長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正理由

建築基準法において、階数が3階以上の建築物については、耐火建築物であることが求められていたが、同法の一部改正により、階数が3階で延べ面積が200平方メートル未満の建築物については、耐火建築物であることが求められなくなった。

しかしながら、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令）（以下「省令」という。）」において、乳児室、ほふく室又は保育室等（以下「保育室等」という。）を3階以上に設ける保育所については、耐火建築物とするよう改正されたことに伴い、本市においても、子どもの安全確保のため、省令と同様の内容に改正するもの。

また、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）（以下「府令」という。）」においても、保育室等を3階以上に設ける幼保連携型認定こども園については、耐火建築物とするよう改正されたことから、府令と同様の内容に改正するもの。

3 改正案の内容及び施行期日

- (1) 長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

ア 耐火性能に関する基準について（第35条）

保育室等を3階以上に設ける建物については、耐火建築物とするよう定める。

イ 施行期日

公布の日

- (2) 長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

ア 耐火性能に関する基準について（第18条）

保育室等を3階以上に設ける建物については、耐火建築物とするよう定める。

イ その他所要の整備（第9条）

ウ 施行期日

公布の日

4 法令の関係性

建築物に係る耐火性能は、建築基準法に規定されているが、保育所及び幼保連携型認定こども園の用に供する建築物に求められる耐火性能については、避難に時間を要する子どもの安全を確保するために、建築基準法による基準に加えて、省令及び府令において上乘せ基準を設けている。

【参考】建築基準法等の改正による保育所等の耐火性能

(1) 保育所

施設規模	延べ面積	建築基準法 (R1.6.25施行)		省令		保育所の 耐火性能
		改正前	改正後	改正前	改正後	
4階建て以上 (<u>上乗せ基準は、保育室等を 3階以上に設置する場合</u>)	制限なし	耐火		規定無し	耐火	耐火
	200㎡以上	耐火				
3階建て (<u>上乗せ基準は、保育室等を 3階以上に設置する場合</u>)	200㎡未満	耐火	規制無し (※)	規定無し	耐火	耐火
	300㎡以上	耐火又は準耐火		耐火又は準耐火	耐火又は準耐火	耐火又は準耐火
300㎡未満	規制無し					

上乗せ
基準
+



※ 竪穴区画(階段室)への間仕切り壁や戸の設置が必要

(2) 幼保連携型認定こども園

施設規模	延べ面積	建築基準法 (R1.6.25施行)		府令		幼保連携型 認定こども園の 耐火性能
		改正前	改正後	改正前	改正後	
4階建て以上 (<u>上乗せ基準は、保育室等を 3階以上に設置する場合</u>)	制限なし	耐火		規定無し	耐火	耐火
	200㎡以上	耐火				
3階建て (<u>上乗せ基準は、保育室等を 3階以上に設置する場合</u>)	200㎡未満	耐火	規制無し (※)	規定無し	耐火	耐火
	300㎡以上	耐火又は準耐火		耐火	耐火	耐火
300㎡未満	規制無し					

上乗せ
基準
+



※ 竪穴区画(階段室)への間仕切り壁や戸の設置が必要

5 条例新旧対照表

(1) 長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

改正前（傍線部分は改正部分）	改正後（案）（傍線部分は改正部分）
<p>○長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月20日 条例第44号</p> <p>第1条から第34条まで（略）</p> <p>（設備の基準）</p> <p>第35条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>第1号から第6号まで（略）</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号において「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は<u>次のイからクまでの要件に該当するものであること。</u></p> <p>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（<u>同号口に該当するものを除く。</u>）であること。</p> <p>第35条第8号以下（略）</p>	<p>○長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月20日 条例第44号</p> <p>第1条から第34条まで（略）</p> <p>（設備の基準）</p> <p>第35条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>第1号から第6号まで（略）</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号において「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は<u>次に掲げる要件に該当するものであること。</u></p> <p>ア <u>耐火建築物</u>（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。<u>以下このアにおいて同じ。</u>）又は準耐火建築物（<u>同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。</u>）<u>（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）</u>であること。</p> <p>第35条第8号以下（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

(2) 長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

改正前（傍線部分は改正部分）	改正後（案）（傍線部分は改正部分）
<p>○長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月14日 条例第40号</p> <p>第1条から第8条まで（略）</p> <p>（園舎及び園庭）</p> <p>第9条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項、次項及び第12条において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第35条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であつて、<u>第18条において準用する児童福祉施設基準条例第35条第7号イからクまでに掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。</u></p> <p>第9条第4項から第17条まで（略）</p> <p>（児童福祉施設基準条例の準用）</p> <p>第18条 児童福祉施設基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条から第13条まで、第15条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条、第35条第7号、第36条並びに第40条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>○長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月14日 条例第40号</p> <p>第1条から第8条まで（略）</p> <p>（園舎及び園庭）</p> <p>第9条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項、次項及び第12条において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第35条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であつて、<u>第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第35条第7号に掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。</u></p> <p>第9条第4項から第17条まで（略）</p> <p>（児童福祉施設基準条例の準用）</p> <p>第18条 児童福祉施設基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条から第13条まで、第15条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条、第35条第7号、第36条並びに第40条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

読み替える 児童福祉施 設基準条例 の規定	読み替えら れる字句	読み替える 字句	読み替える 児童福祉施 設基準条例 の規定	読み替えら れる字句	読み替える 字句
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 35 条第 7 号ア	耐火建築物 又は同条第 9号の3に 規定する準 耐火建築物 (同号口に 該当するも のを除く。)	耐火建築物	第 35 条第 7 号ア	耐火建築物 (<u>建築基準 法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に 規定する耐 火建築物を いう。以下こ のアにおい て同じ。)</u> 又 は <u>準耐火建 築物(同条第 9号の3に 規定する準 耐火建築物 をいい、同号 口に該当す るものを除 く。)(保育室 等を 3 階以 上に設ける 建物にあっ ては、耐火建 築物)</u>	<u>建築基準法 (昭和 25 年 法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に 規定する耐 火建築物</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第19条以下 (略)			第19条以下 (略)		
			<p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>		